

成熟市民社会型企業法制の創造

—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society

- Restructuring Legal Systems of Corporation,

Finance and Capital Market, and Asian Challenges —

企業買収(TOB)ルールをめぐる外国法からの

「示唆」と「落とし穴」

渡辺宏之

(早稲田大学法学学術院教授・GCOE《企業法制と法創造》総合研究所)

明文のルールと実態の大きなズレ

わが国の企業買収ルール再構築の必要性が叫ばれる中、欧州の企業買収ルールへの関心が高まっている。筆者自身もこの数年間、英国をはじめとする欧州の企業買収(TOB)ルールの調査を数多く行ってきたが、海外のTOBルールを参考にする場合は、明文のルールだけを見ていたのではとすれば実態を全く見誤りがちであり、社会規範を含めた実態および当該ルールをめぐるどのような均衡が生じているかの動態的な構造を理解することが非常に重要であることを痛感している。

欧州のTOBにおける「株主決定主義」

欧州のTOBルールをめぐるのは、全般的な傾向として「株主決定主義」のコンセンサスが強いことをまず認識しておくべきであろう。「株主決定主義 (shareholder decision-making)」と「株主価値最大化主義(maximizing shareholder values)」では、その意義が全く異なることにも注意を要する。公開買付け(TOB)は、買付者からのオファーに対して株主が応募の有無を表明するものであり、「株主決定主義」を前提にした制度であるが、「株主価値最大化主義」を一般に標榜するアメリカ企業では、ポイズン・ピル(ライツ・プラン)が広く導入されて経営者の影響力も強く、企業買収の局面では「株主決定主義」から大きく離れた状況である。

TOBの局面における「株主決定主義」が機能している欧州では、ポイズン・ピル等の防衛策を安易に導入することは、取締役等の責任追及の原因となると考えられており、そうした防衛策を導入できる余地は非常に小さい。それでは、TOBにおいては「金融資本の論理」が全てを制してしまうのであろうか？

「株主決定主義」と「労働者保護」の“峻別”と“両立”

EUの企業買収ルールでは、買付者による対象会社の労働者への情報提供義務・労働者の意見表明の権利があることはよく知られている。しかしながら、英独仏等の欧州諸国では、公開買付けの帰趨自体は株主が最終的に決定するというコンセンサスが存在している。また、対象会社がオファーの推奨の有無を表明するにあたっては買付価格が重要性を有し、オファーに対してポイズン・ピル等の防衛策を安易に導入することは、取締役等の責任を発生させると考えられている。それゆえ、機関投資家の影響力が強力な英国はもとより、労働者の影響力が強力なドイツにおいても、TOBに際しての防衛策の導入は、実際にはほとんど行われたことがない。欧州諸国では概して、TOBの局面では株主決定主義と労働者保護の“峻別”と“両立”が存在する。以上の点は、企業買収と労働者の関与、防衛策の導入のあり方をめぐる議論の際に、わが国の現状や考え方の相違としてぜひとも認識しておくべき点である。

TOBルールをめぐる「均衡」と「クッション(調整弁)」

ドイツでは、TOBルールをめぐる、驚くべき「均衡」が成立している。共同決定法等を有するドイツでは労働者の影響力が強く、企業買収法において認められている総会の承認や監査役会の同意に基づく防衛策の導入は、文言上は非常に強力な制度のように見えるが、実際には防衛策はほとんど導入されずにTOBの帰趨は最終的に株主の判断に委ねられており、買付価格が高ければTOBは基本的に成功する。しかしながら、「強力な労働者保護法制」の存在のためTOB自体に成功しても労働者と協調できなければ経営できず、結果として敵対的TOBはほとんどなく、敵対的に始まったTOBもこれまではすべて友好的TOBに収束している。ドイツでは、TOBの局面における「株主決定主義」に対して、「強力な労働者保護法制」が「クッション(調整弁)」として存在することで、均衡が成立しているのである(この点は、他の欧州諸国にもある程度当てはまるであろう)。

一方で、英国やフランスでは、「30%(3分の1)から50%の間」の買い増しに対しても、マダトリーオファー・ルール(対象会社の全株式に対して過去一定期間の最高価格で公開買付けを強制するルール)が適用されることが、クッションとなっている。要するに、「中途半端な支配権の取得」を強力に抑制する規定である。

また、アメリカでは、ポイズン・ピルの導入が同じくクッションとなっていると考えられる。ただし、アメリカで

はポイズン・ピルが委任状勧誘合戦とセットになっていること、欧州ではポイズン・ピルが適法とみなされる余地が小さいことには十分留意する必要がある。

欧州における基本型としての「緩やかなマダトリーオファーマー・ルール」

欧州全域で導入されている「マダトリーオファーマー・ルール」は、基本型としては、対象会社の一定以上の株式(議決権、30%ないし三分の一が基本)を「取得した場合」に適用されるものである(日本の強制的公開買付けでは、「これから取得しようとする比率」を基準にしていることとの差異には要注意)。同ルール(の基本型)は一見すると非常に厳しいルールであるが、同ルールをめぐって生じる「均衡」を理解するならば、結果的にそれほど厳しいルールではなく、安易な支配権の取得への「抑止力」としての「柔らかいクッション」であるといえよう。

マダトリーオファーマー・ルールを適用する場合、支配権移転に対して非常に抑制的な効果を有する可能性がしばしば指摘されるが、同ルールの適用を回避してオファーマー(任意的公開買付け)を行うことが一般的であれば、マダトリーオファーマー・ルールの存在は、M&Aにとってとくに障害とはいえない。

英国やドイツのTOB実務では、市場での買付けをマダトリーオファーマー・ルールのスレッッシュホールド(閾値、30%)未満で抑えておき、買付者にとって条件が緩い任意的公開買付けを行うことが一般的である。任意的公開買付けにおいても「全部勧誘義務」は存在するが、価格規制等が緩い任意的公開買付けを通じ、希望する取得株式数から逆算して価格を戦略的に決定すること(および買付後の余剰株式売却)により、結果として「全部勧誘・一部取得を実現することは可能」である。それゆえ、こうした手段を用いるならば、マダトリーオファーマー・ルールや全部勧誘義務は、事業再編や敵対的買収の障害には基本的にならず、「全部勧誘義務」については、欧州のM&A関係者の間ではとくに厳しいルールとは受け止められていない。

また、支配権移転に占めるマダトリーオファーマー(強制的公開買付け)の比率は概して小さい。例えば、英国のルールは「何でも公開買付けに寄せる典型(公開買付けの拡張的な制度)とわが国では『誤解』されている」が、実態は全く異なる。英国企業の支配権移転においては、「TOBルールの適用除外」としての「ホワイト・ウォッシュ(Whitewash)」(TOBルールの開示規制の部分を準用して独立株主による総会議議を行う)と呼ばれる手続きに基づいた第三者割当増資による支配権移転のケースが大半であり、形式的なルールと実態では原則と例外が逆転している。英国ではTOBを行う場合もほとんどがボランタリーオファーマー(任意的公開買付け)であり、ドイツでも「自発的な」TOBは任意的公開買付けが

基本である。しかし、これは、マダトリーオファーマー・ルールが骨抜きにされているのではなく、厳格なルールであるがゆえに買付者は市場で安易に30%以上の株式を取得しないという意味で、マダトリーオファーマー・ルールは「安易な支配権の取得への抑止力」として機能していると理解すべきである。

一部法域における追加的な「厳しいマダトリーオファーマー・ルール」

一方で、各国特有の株式保有構造とそれに伴う社会規範には、別の観点から注意する必要がある。英国ではブロック・ホルダーが存在する会社で少数株主として残存することは非常に好ましくないとの価値観が存在するために、株式(議決権)の保有比率は、30%を超える場合には、限りなく100%に近い比率の取得が望ましいと考えられている。そのため、「オファーマーの結果として」30%-50%程度の議決権(支配権を取得しない大量保有)を企図するケースがほとんどない。加えて、30%以上50%未満の間でのわずかな買い増しにもマダトリーオファーマー・ルールが適用される。

そして、英国と同様に、フランス・アイルランド・ギリシャ等の欧州の数カ国の法域では、「30%-50%の間での買い増し」に対してもマダトリーオファーマー・ルールが適用される。こうした追加的な「厳しいマダトリーオファーマー・ルール」の採用は、特にブロックホルダー比率の高い法域においては、支配権移転そのものに対する強力な抑制となるであろう。ただし、欧州全般において、企業再生的な緊急の資本注入やグループ内の事業再編については、概してマダトリーオファーマー・ルールの適用除外となっており、このような一定の「合理的な適用除外の存在」を理解しておくことも重要である。

企業買収規制機関のあり方に関する比較

企業買収規制機関のあり方についても、諸国の制度の単純な図式化は危険である。例えば、英国が「市場参加者のモラルや規律に全面的に委ねた自主規制」であり、ドイツが「役所(Bafin)による制定法に基づいた詳細・厳格な規制」と対比することは、現時点においては非常にミスリーディングである。初期の英国テイクオーバー・パネルによる規制においては、コードのルールが簡潔でエンフォースメントを欠いていたために、cold shouldering(冷遇措置)といわれる「シティのルールを破る者のためには仕事をしない」というシティの規範が重要な位置を占めたが、FSA設立後、同ルールはFSAルールに承継され実定ルール化している。さらに、最近ではコードのルールも整備され、note(注釈)や practice statement(実務指針)も含めれば詳細さにおいてドイツのルールと遜色なく、EU企業買収指令の国内法

化後は TOB ルールが制定法(2006 年会社法)に基礎付けられたことも相俟って、現在では英独の規制機関が TOB 規制に関して行っている日々の業務のあり方はそれほど差がないと言うことができる。むしろ英独の企業買収規制機関のあり方の重要な相違として挙げられるのは、①具体的なルールの制定・運用を自主的に行うことができるか②民間の M&A 実務家を主体とした構成か、③ルールで対応困難な場合に「プリンシプル・ベース」に基づくことができるか、の三点である(現状ではいずれも英国が Yes でドイツが No である)。

わが国の展望

会社支配権の移転をもたらす TOB について、詳細なルールは当事者の予測可能性のために必要である。しかし、例外まで含めて「詳細なルールによって書き切ることには困難」であり、M&A の特性に鑑みて、専門家による迅速・柔軟な規制の必要性は大きい。

欧州主要国の TOB ルールを参考にする場合には、「株主決定主義と労働者保護の峻別」の構造を理解することが重要である。また、具体的なルールについては、本稿で述べたような「二種類のマンドトリーオフター・ルール」の差異と意義を十分に理解し、かつ、「合理的な適用除外の存在」や、「実態における原則と例外の逆転現象」(英国におけるホワイト・ウォッシュ等)に目配りすることもいずれも重要である。

TOB 制度が機能する前提として「株主決定主義」は不可欠であるが、金融資本の論理のみを貫徹させないためには、いかなる「クッション」を置くかが重要となってくる。わが国では、良し悪しの評価は別として、現在のところ買収防衛策がクッションとしての役割を果たしているといえる。また、TOB における労働者等のステークホルダーの「事実上の影響力」が非常に強く、株主決定主義は十分に機能していないといえるが、この実態をいかに評価し、いかなる方法でいかなる方向へ誘導するかは大きな難問である。TOB ルールの再構築は、社会規範の構造とルール導入の影響を見据えながら慎重に行っていくべき作業である。

活動報告

高林龍教授・清水節裁判官の台湾講演

2009 年 9 月 22 日、台北において「2009 年度特許訴訟新制国際検討会」が開催され、高林龍教授(早稲田大学グローバル COE「企業法制と法創造」総合研究所 知的財産法制研究センター長)と清水節裁判官(東京地方裁判所知財部)が台湾知的財産局に招聘され、講演を行いました。



続いての「円卓会議」では、知的財産局の局長王美花氏が司会者を務め、韓国の Chaho JUNG 教授、シンガポールの Dr. Stanley Lai などの専門家が会し、討論が行われました。講演会には、アジア弁理士協会(APAA)会員のほか、台湾の特許事務所代表、法学者、一般の方など、約 300 数名の方々が参加しました。

早稲田グローバルCOE・アジア資本市場協議会(CMAA)・国際資本市場協会(ICMA)共催 ワークショップ：金融危機後のより良い金融資本市場の規制体制のあり方を求めて

本ワークショップは、2009年9月28日、ロンドンにおいて開催され、早稲田大学グローバルCOE、韓国銀行エコノミスト、韓国ヨンセイ大学、アジア開発銀行、欧州の自主規制団体であるICMA、バンクオブイングランドの資本市場法委員会事務局、ロンドンの法律家、在ロンドン日本大使館経済公使と日本銀行スタッフ、韓国金融監督院ロンドン事務所スタッフ、日系金融機関メンバーが参加し、濃密な議論が行われました。7月にソウルで行われた「日中韓の資本市場法規制フォーラム」の結論を踏まえて、早稲田大学犬飼重仁教授、アジア開発銀行山寺智氏、韓国銀行Hyun Suk氏より、最近の日本とアジアにおける金融危機後の規制体制に関する議論を紹介し、その上で、英国と欧州の金融資本規制のあり方と規制改革の方向性に関する自由な討議を行いました。



研究企画紹介（第4回）

本研究拠点では、異なる法分野の多数の研究企画が独立して活動を推進しています。本紙面では、順次、各研究企画概要を紹介します。（HP記載内容よりの転載）

6 金融・資本市場と法グループ

A6-1 金融・資本市場法・全般

日本の金融・資本市場法制のあり方を総合的に研究する中核的な研究グループであり、他の企画で吸収できない問題を総合的に扱う。もとより企業資本市場法制関係の各論的な研究グループと一体となって研究を推進する。ここでは金融審議会等での議論を検証し、場合により対案を提示する。重要なパブリックコメントに応える。万事、政府からの諮問を受けないと審議できない現状を乗り越える努力を行い、たとえば金融法制を横断的・包括的に再構成する日本版金融サービス市場法の提案、その他の制度改革提案のための研究を行う。また、日本取締役協会の公開企業法委員会において策定した公開株式会社法要綱案は、資本市場の法としての公開株式会社の意義を明らかにするものとして、その実現へ向けた理論研究を推進していく。あるいは、証券取引所規範の意義、証券取引所による公開会社法制の確立に関する問題、その他トピック的な問題も取り上げていく。欧米の企業・市場に関する調査研究グループとの共同研究が実施している。中国全人代法制工作委员会との研究協定の覚書、中国証券管理監督委員会と東証との三者による研究交流協定がすでに締結されており、中国側から多大な評価を得ているが、こうした活動をさらに推進していく。

企画責任者：上村達男

A6-2 金融・資本市場法制のグランドデザイン

われわれの第一期の研究提言内容がその策定過程にいささかなりと前向きの影響を与えたと考えられる2007年の金融商品取引法の施行は、日本にとって重要な前進ではあったが、最終的に目指すべき法規制システムの体系からすれば、一里塚であってゴールとはいえない。市場の法規制システムのインフラ整備・高度化を適切に行い、市場に参加する市民とユーザーの側に立ったデザインに抜本的に変えていく必要がある。現状を踏まえつつ、金融資本市場法制をさらに機能横断的かつ包括的に再構成した、柔構造の日本版金融サービス市場法規制システムのグランドデザインの提案を、よりわかりやすく、実現可能性の高いプロセスの提示と共に、行いたい。

企画責任者：犬飼重仁 上村達男

A6-3 金融ADR・オンブズマン制度研究

個人などの金融に関する苦情・紛争の解決は、日本では裁判以外に、業界型金融ADR、裁判所の調停、行政型の国民生活センターや消費生活センターなどがあるが、問題を抱えた個人はどこに行けばよいか分からずどこかに相談に行っても必ずしも実効的な解決には結びつかない。簡易・迅速性・柔軟性・費用の低廉性等の観点から、比較的小額の金融トラブルについては、消費者は裁判制度を選択しづらく、それに代わる実効的な選択肢として、第三者型の、公正でアクセスしやすい、包括的で機能横断的な金融専門ADRによる紛争解決を可能とすべきであるが、そういう優れた制度が日本にはまだなく、民主導での新たな制度創設提案への期待が高まりつつある。2007年春に立ち上げられた、日本にふさわしい金融ADR・オンブズマン制度の提言を行うための独立の任意団体である「金融ADR・オンブズマン研究会」では、早稲田GCOE関係者も参加して、自主的に研究を進めている。早稲田グローバルCOEでは、この研究会メンバーおよびADR関係者など世界各国の専門家と交流・協調し、相互補完的に研究を推進していく。また同時に、その制度の背景にあるべき、ISO (JIS) の苦情対応・紛争解決システムの国際規格に関する研究も並行して行う。

企画責任者：犬飼重仁

A6-4 アジア資本市場法制研究

2007年6月に設立された「アジア資本市場協議会 (CMAA: Capital Markets Association for Asia, 会長 出井伸之氏、代表兼事務局長 犬飼重仁)」では、早稲田GCOE関係者も参加し、日本とアジアの資本市場実務家や研究者が集まりアジア資本市場についての議論を行いつつある。今後、早稲田GCOEとCMAAは相互協力し、日本とアジアに共通する資本市場の法規制システム・自主ルール等に関する研究を継続的に行う。「アジア共通の資本市場」に関する議論のポイントは、市場関係者間でさえまだ共有されていない。アジア各国は通貨自体バラバラで為替管理も関連税制も各国国内の開示規制も共通の土俵は見つけにくい。しかし、1997-98年のアジア金融危機以来、アジアの主要各国は各国政府や中央銀行などの尽力で危機の再発を防ぐための協力関係を築いてきた。10年を経て米国発の金融危機に世界が直面している現在、日本とアジアの研究者と市場実務家が、アジア共通の資本市場という視点を共有し、各国国内規制の枠組を超えてアジア共通資本市場に適用されるべき自主規制ルールのフレームワークなど市場インフラの議論を行うことには大きな意味がある。早稲田GCOEはCMAAと共に、ユーロ市場のプロの市場参加者のための自主規制のルールとリコメンデーションを構築しているICMAなどとの交流を深め、アジア共通の資本市場に適用

可能な、「早稲田版CMAAルールブック」の策定に向けた研究を行う。

企画責任者：犬飼重仁

A6-5 金融プリンシプルに関する総合研究

「主義、原則」と訳されるプリンシプルは、あらゆる組織、企業団体、個人が、新たに行動を始める時に、その行動のベースとなる指針、あるいは迷った時あるいは困難に遭遇した時、ないし失敗した時に、立ち返る原点をわかりやすく示したものである。それは、当事者にとって絶対であり批判の対象とすることのできない基本中の基本であり、揺らぐことのない、譲ることのできない、筋、背骨、哲学、理念、行動規範 (Code of Conduct) といえる。金融資本市場法制的のグランドデザインや、市場参加者 (業者・調達者・投資家・規制機関等) の行動規範を考えるに際しても、日本のあるべき金融ADR機関の制度創設の理念を考えるに際しても、日本とアジアの資本市場の自主規制のあり方を考える場合にも、プリンシプルについての深い洞察と研究が欠かせない。しかし、現在の日本の困難は、市場に参加する各主体の行動の背後にある原則や行動規範が、かなりの程度、本体の目的・趣旨や本来あるべきプリンシプルからかけ離れてしまっていることと、それ自体が必ずしも明確でなく、多くの場合、わかりやすい言葉で表現され共通言語として広く共有されてはいないことにある。欧州 (英国・EU) における蓄積 (プリンシプルとそれらに基づいて構築されたISO規格など) や米国での関連の議論等に学びつつ、早稲田GCOEならではの金融プリンシプルに関する総合的な研究を実施する。

企画責任者：犬飼重仁 上村達男

A6-6 ファンド法の総合研究

今日、金融分野、企業法制分野においてファンドの存在感はきわめて大きなものとなっている。本企画は、特定少数者のために巨額な資産を運用するファンドにより、欧米がこだわってきたはずの個人や市民重視の企業法制、金融法制的の崩壊をもたらし、これを単純に放置することで欧米的価値観や市民社会の合意ないし歴史的規範意識が崩れていくのではないかとという観点も重要ではないかと考えている。特に匿名性の株主という概念に対して欧米がどのような対応をしているのか、といった問題は日本のファンド法研究にとって重要な意義を有するであろう。生身の個人を代表する労働組合、連合がこの問題に関心を持ち出していることの意味も検討していくべきであろう。

企画責任者：上村達男

A6-7 金融商品取引法・アメリカ資本市場法制研究

金融商品取引法は、企業の資金調達と国民の資産運用に資するため、上場会社、投資者、これらを仲介する業者 (金融商品取引業者) の関係を規律する法であり、企業と市民社会とを結ぶ重要な役割を担っている。同法の内容は、ディスクロージャー (開示規制)、不公正取引規制 (市場規制)、業者規制から成るが、近時、業者規制に大きな改正が加えられた。また、同法は、アメリカの証券諸法を母法とし、その影響を受けつつ度重なる改正を経た証券取引法を、EU法の動向をも参照して抜本的に改正して2006年に成立したものである。そこで本企画では、研究会を組織して、金融商品取引法の内容を、アメリカ法の展開をも参照しつつ、とくに企業行動をいかに規律すべきかという観点から研究するものである。

<ディスクロージャー>

近年、ディスクロージャー違反を理由として投資者が上場会社やその役員 of の民事責任を追及する訴訟が増加しており、判例法の形成により企業行動に大きな影響を及ぼすものと予想される。そこで、アメリカの判例研究、わが国の判例研究を通じて、開示規制による企業行動の規律を研究対象とする。

<不公正取引規制>

相場操縦の禁止やインサイダー取引の禁止は、市場におけるプレーヤーである上場会社、投資者 (個人投資家および機関投資家)、金融商品取引業者の行動に大きな影響を与えている。不公正取引規制は、2006年改正時に、唯一大きな改正が行われなかった分野であり、不公正取引のあり方を検討することは、金融商品取引法の次の改正のための重要な準備作業になる。また、金融商品取引所や金融商品取引業協会による企業や業者の行動の規律に展開がみられ、今後、その重要性が増すと考えられるため、これらの自主規制機関による自主規制も研究の対象に含める。

<業者規制>

業者規制には、業者と顧客の関係を規律する私法的側面と、業者と国の関係を規律する行政法的側面がある。本企画では、グローバル化が進む金融・投資の分野において重要性を増している後者の側面に着目して、アメリカ、EUにおける業者規制の進展のみならず、東アジア近隣諸国の業者規制 (日本法を参考とした展開がみられる) と比較しつつ、業者規制のあり方を研究する。

企画責任者：黒沼悦郎

A6-8 デリバティブ取引の総合研究

<北欧法>

ノルディック三国を含む北ヨーロッパの企業法制を中心に、その法制度を支える文化的・歴史的背景などをも視野に入れつつ、近年世界的に注目されているこの地域の、経

済的・法律的側面を探求する。

<デリバティブ>

近年、急速に進展したデリバティブを対象にして、これに対するあるべき法制度を探求する。特にこの領域は、経済的ニーズ・実務の創意工夫が先行するため、実態把握が困難な場合が少なくなく、また法制度が後追いになるケースも多い。そのような現代型金融商品・金融商品取引に対して伝統的な法原理をいかに適用・展開していくのか、新たな法原理を創出する必要があるかなどの法的研究の必要性が求められているとの認識のもと、同じ問題を共有すると考えられる比較法的研究を含めて、このプロジェクトが幅広い学識・経験を結集する場となることが期待される。

企画責任者：尾崎安央

A6-9 保険契約法・保険業法研究

社会情勢に対応すべく約100年ぶりに保険契約法が全面的に改正され、商法から独立して単行法として制定された。この間、生損保各社のいわゆる保険金不払い問題が社会的に大きく採り上げられ、多くの議論を生み出した。本研究部門では、このような多くの問題を内在する保険法と保険業法について、研究者、弁護士、保険実務家の方々のご参加を得て、生損保両分野にわたる保険契約法・保険業法、および保険約款の解釈をめぐる裁判例を素材として、理論と実務の架橋を目指した総合判例研究を行うとともに、わが国の保険契約法理が多くの影響を受けている欧米諸国とも連携を図り、より広く深みを持った研究を行うことを目的としている。

企画責任者：大塚英明

A6-10 企業・金融法制研修所構想*法曹・専門家再教育

法化社会や法科大学院構想の起動力は、大幅な規制緩和、自由化によって大幅に紛争が増大するものと予想された企業、金融・資本市場分野にあったはずである。しかし、法科大学院をはじめとしてその設立に当たって最大の専門家とされたのは法哲学、憲法といった分野の専門家であり、企業、金融・資本市場分野への関心は小さなものであった。また、この分野は司法研修所が対応してこなかった分野である。法科大学院はしかし司法研修所の発想が色濃いものとなっている。この企画は、法務教育研究センターとの合同企画として、ロースクールOBや法曹一般に対して、あらゆる機関や部門から独立する企業、金融・資本市場法制に関する研究機関として、あえて民間企業・金融法制司法研修所構想が必要なのではないかという視点に基づくものである。ただし、身の丈に過ぎた構想でもあり、しばらくは未定とせざるをえない。

企画責任者：上村達男 鎌田薫 法務センター

Symposium & Seminar

■欧州TLOセミナー「欧州主要諸国の技術移転制度及びEU主導の技術移転活動奨励政策」 (2009年9月7日開催)

イタリアのバイオ関連研究センターの技術移転マネージャーとして働いていた経験を持つLuca Escoffier氏をお迎えして欧州主要諸国の技術移転制度について報告していただきました。



報告では、2000年のリスボン戦略のもと進められているEUにおける技術移転推進について概観するとともに、各国の技術移転機関の具体的な状況が紹介されました。欧州では、2008年4月に欧州委員会が通過させた「大学その他研究機関のための知識移転活動における知財マネジメント及び実務規定」に関する勧告が出されていますが、Escoffier氏から、この勧告について、研究者間における規定原則の徹底の難しさが、イタリアにおける実務上の経験を交えて紹介されました。

続いて、朝日透教授（早稲田大学先進理工学部）が、「国際連携の初期フェーズに大切なこと～ボン大学LIMESと早稲田大学ASMeWとの国際連携を事例として～」との表題で、早稲田大学先端科学・健康医療融合研究機構と独ボン大学ライフ・メディカルサイエンス研究所とのライフ・メディカルサイエンス部門における提携の実態を、人材交流の場面など具体的にご経験を豊富に交えて紹介されました。

飯田香緒里特任助教（東京医科歯科大学知的財産本部）からは、「東京医科歯科大学の国際産学連携活動の紹介～欧米技術移転機関との取り組みについて」との表題で、ワシントン大学・ハーバード大学TLO、ドイツ各大学等との提携などを、具体例を交えてご紹介いただきました。引き続きパネルディスカッションが行われ活発な議論が交わされました。

(レポート協力 志賀典之)

■憲法と経済秩序 第5回研究会

(2009年9月16日開催)

本研究会では、常木淳 大阪大学教授、棟居快行 大阪大学教授をお招きし、報告を行って頂きました。

常木淳教授は、「法政策分析の憲法上の基礎」という表題で、新古典派経済学に基づく政策提言は違憲であるか、などについて論じられました。憲法13条の幸福追求権とそれを制約する「公共の福祉」概念に言及があり、精神的自由権に関する違憲審査を所与のものとして、経済的自由権に関する立法裁量は極めて広範であって、厚生経済学に基づく法政策分析は広範に合憲性を有する、そして政策の妥当性は合憲性とは次元が異なるので切り離して論ずべき、と結論づけました。続いて、棟居教授が、「憲法と経済秩序—解釈理論上の問題の所在」と題し、憲法と経済秩序の関係に関し、①制度論(ルソー・モデル) ②純粹自然的自由論(ハイエク・モデル)、③折衷論(ロック・モデル)の三つの範型について解説され、憲法29条1項「私有財産制度の制度的保障」の解釈を論じられました。

質疑応答では、「公共の福祉」と「公序」(国家による強制が要請される領域)の関係などについて活発な議論が行われました。

(レポート協力 金澤 孝)

■早稲田大学グローバルCOE特別企画 (第一回)

セミナー《英国から見る金融・法・会計・経営の現状と展望》

(2009年9月18日開催)



本セミナーでは、GCOE特別企画三回シリーズの第一回として、「英国金融・資本市場規制と公益—金融危機は英国の行き方を変えるのか—」をテーマに、ジョン・マケルダウニー(John McEldowney)教授(イギリス ウォーリック大学)をお招きし、講演を行って頂きました。

セミナーでは、マケルダウニー教授から、第一部では「イングランド銀行の展開とその後の英国における金融と公益の意義について」と題し、第二部では「最新の英国における金融制度改革論議について」と題してそれぞれ講演を行って頂きました。第一部では、英国の銀行規制に関する歴史的変遷について考察があり、その報告に対し、築瀬

捨治(弁護士、早稲田大学客員上級研究員兼研究院教授)、河村賢治(関東学院大学准教授)、戒能通厚(早稲田大学法学学術院教授)よりコメントがありました。

第二部の講演は、プリンシプルベースの金融規制のあり方、英国財務省、英国中央銀行の役割、ターナーレビューの概要、英国における金融規制の文化の紹介、公益法(Public law)の重要性などが解説され、これに対し、築瀬教授、河村准教授よりコメントがありました。

最後に第三部では、「日本からのメッセージ 早稲田GCOE宣言をめぐって」と題し、今年8月に発表された、早稲田GCOE宣言『金融危機-日本の評価軸を欧米に問う』について、上村達男教授より報告が行われました。その後、マケルダウニー教授より英国及び米国の立場からのコメントがあり、特に、英国のシステムの中での説明責任の重要性について言及がありました。

【司会】上村達男(早稲田大学GCOE総合研究所所長)

(レポート協力 韓 敬新)

■国際知財セミナー「中国新特許法の運用とその展望」

(2009年10月5日開催)



本セミナーは、早稲田大学国際産学官連携本部が主催し、「企業法制と法創造」総合研究所早稲田大学知的財産法制研究センター(RCLIP)の共催で行われました。8年ぶりの大改正を経た中国新特許法が10月1日に施行されたことを受け、中国から、特許法及び実施条例の改正に直接携わった国家知識産権局の専門家や中国を代表する大学教授、実務家など3名を招聘し、実務にどのような影響を与えるのかを解説して頂きました。

基調講演では、最初に国家知識産権局特許局副司長の何越峰氏が、「『中国特許法』第三次改正の説明」をテーマとして、新特許法の実施に伴う審査基準及び特許権利範囲の変化について説明しました。次に、北京大学 張平教授が、「『従来技術』抗弁の分析」をテーマに、報告されました。三番目は、病気で来日できなくなった上海大学知識産権学術院院長 陶鑫良教授の「中国特許権の行使、侵害の法律改正及びその対策」と題する報告を、天津大学文法学院院長 李旭教授が代読する形で行われました。

続くパネルディスカッションでは、講演者の間で様々な議論が行われました。

(レポート協力 石飛)

■「新世紀における比較法の理論的・実践的課題」

第六回研究会 (2009年10月9日開催)

本研究会は、比較法研究所との共催で、松岡久和(京都大学大学院法学研究科・法学部教授)をお招きし、「ヨーロッパ民法典構想の現在—不当利得法に関するDCFR第VII編を素材として—」と題して報告を行っていただきました。ヨーロッパ私法は、契約法のみならず、債務法、契約各論、不法行為など、広く民法の財産法を対象とした統合・平準化の動きを見せていますが、講演では、ヨーロッパ民法典草案構想の第一歩として今年初めに公開された Draft Common Frame of Reference (DCFR) の概略と特徴が説明されるとともに、第VII編不当利得を素材として取り上げ、その意味と限界や課題を検討しました。

【コメンテーター】加藤 雅信(上智大学法科大学院教授)

【司会】鎌田 薫(早稲田大学法学学術院教授、早稲田大学比較法研究所研究員)

■早稲田大学グローバルCOE特別企画 (第二回)

セミナー《英国から見る金融・法・会計・経営の現状と展望》 (2009年10月22日開催)

本セミナーでは、「英国の金融危機対応と会社法の現状」をテーマとし、国際的に最も著名な法律家であるリチャード・フレック(Richard Fleck) (ハーバートスミス法律事務所パートナー)をお招きし、講演を行っていただきました。



第一部は、「金融危機と英国の対応」について、フレック氏より報告があり、金融危機の枠組み、金融危機に対する英国の対応について説明がありました。それに対し、渡辺宏之(早稲田大学教授、河村賢治(関東学院大学准教授)よりコメントがありました。第二部では、「英国企業法制の動向について」をテーマにフレック氏が、Combined Code と Walker Report を中心に、株主価値の啓蒙(2005年英国会社法 172 条)、透明性の原則、「Comply or Explain

(遵守せよ、さもなければ説明せよ)」の原則、報酬問題、取締役会の構成及び役割、取締役の任期、リスク・マネジメント、投資家の関与等コーポレートガバナンスの問題について講演を行いました。その後、渡辺教授、河村准教授、上村達男教授によるコメントがありました。第三部は、「日本からのメッセージ 早稲田 GCOE 宣言をめぐって」と題するものであり、上村教授から、「早稲田大学 GCOE 宣言 金融危機—日本の評価軸を欧米に問う—」について報告がなされた後に、フレック氏及び小田博(ロンドン大学ユニバーシティカレッジ教授)からコメントがありました。フレック氏は、各国の制度は、各国の社会、文化、歴史の相違によって、異なる性格や特徴を有しているとして、本宣言の主張について共感を示されました。

【司会】上村達男(早稲田大学GCOE総合研究所所長)

※本 COE 特別企画の第三回は1月21日に開催される予定です(詳細については、本紙 12 ページをご覧ください)。

(レポート協力 韓 敬新)

■国際シンポジウム「ヒト由来物質をめぐる法的課題」

(2009年10月24日開催)

本シンポジウムは、ヒト由来物質に関するドイツ、カナダ、ニュージーランド、そして日本について各国の専門家を報告者としてお招きし、各国の法状況を理解した上で、「ヒト由来物質をめぐる法的課題」についての議論を深め、従来の物権理論だけでも、取引法の理論だけでも、あるいは人格権の理論だけでもない、ヒト由来物質に関する法的理論構成を探ろうとする趣旨で開催されました。

最初に、バーナード・M・ディケンズ名誉教授(カナダ・トロント大学)が、「英米法における人体組織の規制」をテーマに、カナダ、イギリス、アメリカの人体組織の法規制に対するアプローチを概観し、その類似性を解説しました。次に、ヨッヘン・タウピッツ教授(ドイツ・マンハイム大学)が「研究目的によるヒト由来物質の利用—ドイツの法状況—」をテーマに、ドイツの状況に関して、ヒト由来物質に関連する医学的データのコレクションである「バイオバンク」について、そのための特別な立法は存在しないという状況の中で、ドイツ国家倫理評議会が2004年に発表した勧告が法的拘束力は持たないものの広く受け入れられ、重要なものとされていると紹介しました。

次に、ジョージ・ムスラーキス 上級講師(ニュージーランド・オークランド大学)が、「人体の商品化と臓器の調達—倫理的および社会的・法的挑戦—」というテーマで、人体の商品化に関する倫理的諸問題を概観し、様々な問題に対して現在行われている法的対応について論評しました。

最後に、岩志和一郎教授(早稲田大学)から、「ヒト由来

物質をめぐる法的課題—わが国における議論—」として日本における状況が説明されました。引き続きパネル討論が行われ、活発な議論が行われました。

【司会】甲斐克則教授（早稲田大学）

【コメンテーター】宇都木伸教授（東海大学）

【共催】

科学技術試験研究委託事業「先端医学研究に関する倫理的・法的・社会的課題についての調査研究（臨床応用を視野に入れたゲノム研究のELSIに関する調査研究）」

生命医療・法と倫理研究所

オセアニア法制研究会

（レポート協力 大坂賢志）

■セミナー『上場会社と非上場会社の規制の区分—ドイツの議論—』 (2009年10月30日開催)

日本の現行の会社法（2006年施行）では、それ以前に存在した有限会社法制を廃止し、株式会社として一本化していますが、有限会社を基礎に据える株式会社法制では金融商品取引法の適用がある上場会社もその対象としており、両者の規制区分が問題となっています。ドイツでも議論の的となっているこの論点について、ゲッチンゲン大学ゲラルド・シュピンドラー教授をお招きし、「上場会社と非上場会社の規制の区分」と題し、報告を行って頂きました。

報告では、株式法の区分や上場会社に関する定款について論じられているドイツの学説が紹介され、シュピンドラー教授が解説を加えられました。我が国同様、ドイツでも議論の中心となっている「定款自治」について、上場と非上場会社とで定款が厳格であることの問題点が指摘され、株式会社と有限会社という現行の二分法の維持がされるべきか、あるいは、株式会社についての内部的区分という形で制度構築がされるべきかという議論が展開されました。



（レポート協力 桜沢隆哉）

■刑事法グループ 講演会「企業の取引活動における倫理・法的範囲および刑事制裁」 (2009年10月31日開催)

本講演会では、ドイツ・バイロイト大学ハロー・オットー名誉教授をお招きし、企業犯罪についての理論的分析を行っていただきました。

オットー名誉教授は、金融危機の状況が企業の取引活動にいかなる影響を与えてきたか、経済学の知見も踏まえて分析されるとともに、刑事制裁とは、社会倫理や民法上・行政法上の対策では十分に抑止できない社会侵害的な行為態様に対して科されるべきものであることを強調されました。刑事制裁は民事・行政制裁が行なわれた後に発動されるという考えについて、その具体的措置はいかなるものか、また、刑事制裁が発動される場合には、いかなる根拠でなされるかという議論や、刑事制裁とその他の制裁のいずれを用いるかについて、それは、法益侵害の「性質」、「大小」、あるいは、社会的な反倫理性から判断されるのか、といった制裁手段の仕分け方の議論をはじめとした「制裁論」をめぐる議論が活発になされました。また、先物取引に対する規制に関して規制されるのは誰か、「空売り」等の具体的な行為についてはどのように対処するものと考えているか等、わが国で問題となり得る行為について、オットー説からはどのように解決されるかについても、活発な議論が行われました。



（レポート協力 小野上真也）

■国際シンポジウム「法創造の比較法学—新世紀における比較法研究の理論的実践的課題」 (2009年11月14-15日開催)

本国際シンポジウムは、早稲田大学比較法研究所、早稲田大学グローバルCOE本研究所による共同主催、及び、比較法学会の後援により、2日間にわたり開催されました。

共通テーマ『法創造の比較法学—新世紀における比較法研究の理論的・実践的課題』

シンポジウム1「比較法の新時代—市民社会と法の調和を求めて」

シンポジウム2「グローバル経済危機と労働法の役割—国際比較を通じて」

詳しい報告は、本ニュースレター次号でご紹介致します。

■国際コンファレンス「**Business Law and Innovation**」
(2009年10月30-31日開催)

本コンファレンスは、一ツ橋大学、経済産業研究所(RIETI)との共催で2日間にわたり開催され、4つのテーマのもと、それぞれ多くの専門家より報告がありました。

ORGANIZERS

Aoki, Reiko, Hitotsubashi University
Fox, Merritt B., Columbia Law School
McCahery, Joseph A., Tilburg University
Miyajima Hideaki, Waseda University, RIETI
Nagaoka Sadao, Hitotsubashi University, RIETI
Shishido Zenichi, Hitotsubashi University, RIETI
Scott, Robert E., Columbia Law School

第一日目

Finance I: Innovation and Capital Markets

“Promoting Innovation: The Law of Publicly Traded Corporations”

Merritt B. Fox, Columbia Law School
Discussant – Atsushi Koide, Gakushuin University

“Behind the Scenes: The Corporate Governance Preferences of Institutional Investors”

Joseph A. McCahery, Tilburg University and Duisenberg School of Finance, (with Zacharias Sautner and Laura T. Starks)

Discussant – Takuji Saito, Kyoto Sangyo University
Contracts I: Contracting for Collaborative Innovation from Japanese Perspectives

“Ownership of collaborative research”

Sadao Nagaoka, Hitotsubashi University and RIETI

Discussant – Sharon Belenzon, Duke University
Collective Rights Organizations and Upstream R&D Investment”

Reiko Aoki, Hitotsubashi University

Discussant - Arnoud W.A. Boot, University of Amsterdam

Finance II: Private Financing and Innovation

“Market Liquidity, Investor Participation and Managerial Autonomy: Why Do firms go Private”

Arnoud W.A. Boot, University of Amsterdam (with Radhakrishnan Gopalan, and Anjon Thakor)

Discussant – Shinichi Hirota, Waseda University

“Locating Innovation: Technology, Organizational Structure and Financial Contracting”

Ronald J. Gilson, Columbia Law School and Stanford Law

School

Discussant – Michael Korver, Hitotsubashi University, International Corporate Strategy

第二日目

Finance III: Governance and Innovation

“Governance and Innovation”

Sharon Belenzon, Fuqua School of Business, Duke Univ. (with Patrick Bolton and Tomer Berkovitz)

Discussant – Hideshi Itoh, Hitotsubashi University, Graduate School of Commerce

“Braiding: The Interaction of Formal and Informal Contracting in Theory, Practice and Doctrine”

Ronald J. Gilson, Columbia Law School and Stanford Law School, (with Charles F. Sabel and Robert E. Scott)

Discussant – Noriyuki Yanagawa, University of Tokyo, Faculty of Economics

Contracts II: Contracting Mechanisms and Private Enforcement

“Satisficing Contracts”

Patrick Bolton, Columbia Graduate School of Business, (with Antoine Faure-Grimaud)

Discussant – Hiroshi Osano, Kyoto University, Institute of Economic Research

“Equity Markets and Institutions: The case of Japan”

Hideaki Miyajima, Waseda University, RIETI and WIAS, (with Julian Franks and Colin Mayer)

Discussant – Patrick Bolton, Columbia Graduate School of Business

Finance IV: Innovation, Finance and Governance Structure in Japan

“Why Japanese Entrepreneurs Don’t Give Up Control to Venture Capitalists”

Zenichi Shishido, Hitotsubashi Univ. and RIETI

Discussant – Merritt B. Fox, Columbia Law School

“Innovation and the Regulation of the Capital Markets in Japan” Sadakazu Osaki, University of Tokyo Law School, Nomura Research Institute and “Venture Capital

Financing In Japan” Hajime Tanahashi, Mori Hamada & Matsumoto,

Discussant – Joseph A. McCahery, Tilburg University and Duisenberg School of Finance

コラム

グリムの著作権保護期間論

志賀典之

早稲田大学グローバル COE 助手

2009年もいよいよ残り少なくなってきました。年の瀬になると耳にする機会の増えるのがベートーヴェンの第九交響曲です。今年にはベルリンの壁崩壊 20 周年にもあたり、壁の崩壊の 1 ヶ月後、この曲をレナード・バーンスタインがベルリンで指揮したこと、この旋律が東西統一の象徴となったこともすでに歴史的事件として記憶されています。この有名な第 4 楽章の旋律はシラー Friedrich von Schiller(1759-1805)の讃歌「歓喜に寄す an die Freude」に作曲されたものでした。

さて、1859年11月10日、当時すでに国民的大詩人として世界に名声が轟いていたシラーの生誕 100 周年を記念して、王立ベルリン科学アカデミーで大規模な式典が行われ、錚々たる著名人が列席しました。そこで、かの童話編纂で有名な言語学者グリム兄弟の兄の方である、ヤーコブ・グリムが行った演説の後半部分は（近年の研究では彼の当時の制度に対する認識が不正確であったことも指摘されているものの）、著作権思想の核心の一端を突くものとしても著名です。この演説の要旨は、シラーの死後すでに 50 年以上が経過しようとしているのに依然として、その遺族と出版者に、偉大な作家に関して特例的に保護期間を延長する独占的特権が認められており、このような節目となる年にさえ、彼らがシラー作品の記念出版や許諾を行わないために、校訂や史料批判の成果が書物に反映されず、学芸の発展を阻害しているとして、批判したというものです。グリムは、本来作家本人は全ての読者（公衆）に向けて作品を引き渡したのに、その作業を手伝っただけの権利承継者が強い独占権を得ているという考え方にに基づき、「自分の作品が将来成功することや、その時の大きな収益を前もって予想できる作家などおらず」、作品が成功した後、権利承継者たちが得ている利益は「最初の契約が根拠であるとはとてもいえない、法外なもの」であり、「一切の榮譽はシラー本人のうちにあるというのに、その承継者ばかりが安楽な暮らしを送っています」として、海賊版出版からの保護の必要性は認めつつも、公衆（読者）の利益との調整という見地から、制定法に定められた期間(当時のプロイセンでは著作者の死後 30 年)を経過すれば本来公共財となるべきものを、例外的にこの期間を延長して保護することの弊害を、「悲しむべき思想」として厳しく指摘しています。また別の箇所では、当時盛んになっていた財団による芸術家支援

活動は、「芸術活動を奨励するよりむしろ断念を薦めたいくなるような、凡庸な詩人や作家を育成しているにすぎない」というように、現代にも妥当しうる辛辣な批判が繰り返されています。

著作権の保護期間に関する議論——保護期間を延長すべきか、また、適切な保護期間は何年間か、など——は、知的財産法の諸問題のなかでも、とりわけ注目を集めるテーマであり、最近のわが国では、映画の著作物の保護期間を公表後 50 年から 70 年(54 条 1 項)に延長した平成 15 年(2003 年)改正著作権法を契機として、1953 年公表の映画著作物を巡って争われたローマの休日事件(東京地決平成 18 年 7 月 11 日)やシェーン事件(最判平成 19 年 12 月 18 日)があり、また、米国で、「ミッキー・マウス法」と揶揄される 1998 年のソニー・ボノ著作権延長法(C T E A)の違憲性を巡って争われたエルドレッド最高裁判決(2003 年 1 月 15 日)などは記憶に新しいところです。今からちょうど 150 年前のグリムの演説は、そのような議論が昨今始まったものではなく、近代著作権法制が産声を上げた時代から常に意識されていたことを物語っていると思われます。けれども、仮にグリムやシラーが現代の著作権延長論争の状況を目の当たりにすれば何を思うか、想像の尽きないところです。

《参考文献》

Jacob Grimm, Rede auf Schiller, Gehalten in der feierlichen Sitzung der königlichen Akademie der Wissenschaften am 10 November 1859, in: ders., Kleinere Schriften 1., S.375-399; neu herausgegeben von Otfried Ehrismann. Hildesheim: Olms, 1991-1992., Elmar Wadle, Jacob Grimms Kritik an der Privelegierung der Werke Schillers, in: ders., Geistiges Eigentum : Bausteine zur Rechtsgeschichte, Bd.2, S.155-164, C.H. Beck, München, 2003

イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

■2009年早稲田大学公開シンポジウム

新法制のもとでの内部統制と企業経営 —内部統制の状況と今後の課題—

【日時】2009年12月17日13:00～18:00

【場所】早稲田大学国際会議場(井深ホール)

【発表者】(発表順)

証券市場と内部統制

鳥羽至英(早稲田大学商学学術院・商学部教授)

山田善隆(京都監査法人代表社員・公認会計士)

柿崎 環(東洋大学大学院法務研究科准教授)

企業経営と内部統制

尾崎安央(早稲田大学法学学術院・法学部教授)

秋月信二(埼玉大学経済学部教授)

蒲生邦道(東洋エンジニアリング株式会社常任監査役)

【コメンテーター】

上村達男(早稲田大学法学学術院長 法学部長 早稲田大学法学学術院・法学部・大学院法務研究科教授)

【総司会】

奥島孝康(早稲田大学法学学術院・法務研究科教授 元総長)

【懇親会】

会場：リーガロイヤルホテル東京 会費：3,000円

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

■JASRAC連続公開寄付講座「著作権法特殊講義」

「著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題」(全6回)

主催：早稲田大学法務教育研究センター

共催：早稲田大学グローバルCOE知的財産法制研究センター

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス8号館

【日時およびテーマ】(第1回～第4回は終了しました)

第5回 12月12日(土)13:00～17:30 知的財産法シンポジウム「近時の知的財産法をめぐる諸問題」

Part1 「芸能人の氏名・肖像の法的保護 —パブリシティ権の最新動向—」

司会：上野達弘(立教大学法学部准教授)

Part2 「総括—5年間の知的財産権関係判例と学説の動向」

司会：渋谷達紀(早稲田大学教授)

※シンポジウム終了後に懇親会が予定されています。

第6回 12月19日(土)13:00～14:30「フェアユース規定を巡る課題と展望」

司会：平嶋竜太(筑波大学大学院准教授)

講師：相山敬士(弁護士)

【コーディネーター】高林 龍(早稲田大学教授 《企業法制と法創造》総合研究所・知的財産法制研究センター長)

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

■セミナー《英国から見る金融・法・会計・経営の現状と展望》(三回シリーズ)(第一回、第二回は終了しました)

第三回 2010年1月21日

『英国の経営機構に関するセミナー(仮題)』

【報告者及びテーマ】

ジョン・ロバーツ(シドニー大学教授、元ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール講師)「英国企業の取締役役会とCEOの役割と機能—その実像に迫る—」

サイモン・デーキン(ケンブリッジ大学法学部教授)

「M&A時における取締役役会とCEOの役割と機能—英国、米国、欧州諸国の対比において—」

ジョン・ブキャナン(ケンブリッジ大学ビジネスリサーチセンター講師)「独立取締役の役割と実際の行動について—英国、米国、日本の比較において—」

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 27号館小野記念講堂

【司会】上村達男(早稲田大学教授、グローバルCOE所長)

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

編集・発行

早稲田大学グローバルCOEプログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax: 03-5286-8222

メールアドレス: webmaster@21coe-win-cls.org

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜(グローバルCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局)